

新発田市スポーツ協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新発田市スポーツ協会規約第4条第5号の規定により、本市スポーツに関する功労者等の表彰に関して必要事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 新発田市スポーツ協会加盟団体のチーム又は個人のほか、本市在住者及び本市に在学、在勤する者並びに本市出身である者であって、本市スポーツの振興に関し特に功績顕著な者を表彰し、その功績をたたえ益々本市スポーツの発展と普及を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び区分)

第3条 この規程により表彰をうける者は、各団体より推薦された団体のチーム又は個人で次の各号のいずれかに該当する者に対して表彰する。

1 スポーツ功労章

- (1) 本市スポーツの普及に寄与し、その功績が顕著な者。
- (2) 永年同一種目役員として活躍し、当該種目団体の組織強化と育成に功績のあった者。

2 優秀指導者章

- (1) 常にスポーツの本質をわきまえ、優秀な競技者の育成に努めた者。
- (2) 勝れた指導技術により所属団体を永年にわたり優秀な成績をあげさせた者。

3 オリンピック・パラリンピック栄誉章

オリンピック大会又はパラリンピック大会の日本代表に選出された者。

4 スポーツ栄誉章

- (1) 日本代表に選出された者。
- (2) 偉大な記録又は成果をあげた者。

5 特別優秀競技者章

継続的努力により永年にわたり競技者として新潟県のトップレベルにある者。

6 優秀競技者章

- (1) 競技者として全国大会において優秀な成績をあげた者。
- (2) ナショナルチームの候補選手に選出された者。

7 競技者章

- (1) 競技者として予選会を経て全国大会に出場した者。
- (2) 県選抜選手に選ばれ全国大会に出場した者。

8 奨励章

- (1) 県以上の公式大会において優秀な成績をあげた者。

9 感謝状贈呈者

本会に30万円相当額以上の金品を寄付した者。

(審査委員会)

第4条 表彰者選考のため審査委員会を設置し委員長は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもってあてる。

2 この審査委員会の委員長は会長とする。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、審査委員会の結果について会長が理事会に報告し承認を得なければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

(補 則)

第7条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年11月16日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成7年3月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成26年1月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成29年5月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。